



院内感染対策だより

第66号
R6.12.20

のどの痛みにご注意!



のどの痛みは殆どが鎮痛剤や市販の風邪薬で改善するのですが、時に厄介な感染症が原因となることがあります。注意すべき主な疾患は次の3つです。

1つ目は何といたっても **COVID-19** です。5類感染症に移行した後、軽くみられがちですが罹患者がゼロとなることはなく、最近では発熱のない患者の受診も見られます。のどの所見にあまり特徴がありませんが、強い咳を伴うことが多い傾向です。

2つ目に**溶連菌感染症**ですが、これも発熱と強い咽頭痛を生じます。のどを見ると赤く腫れ、扁桃腺の表面に白いブツ（膿栓）がついていることが多く、迅速検査で診断することが可能です。診断された場合には抗生剤を1週間から10日間内服し除菌することが必要になります。

3つ目に**伝染性単核症**という病気があります。これは思春期の女性に多い病気で主にEBウイルスが原因となって生じる病気です。のどの痛みと発熱に加え、首のリンパ節がゴリゴリに腫れ、時に肝障害も生じます。症状が強く抗生剤が効かないため、入院加療を要することもあります。

最後に、**扁桃周囲膿瘍**や**喉頭蓋炎**、**深頸部膿瘍**など入院や手術治療を要し、時に窒息の危険性があるものもあります。ご自身の**のどの痛みが危険かどうかを判断する基準として①つばが飲めない②うまく話せない③口が開けられない**の3つがあります。この3つすべて当てはまる場合は重症ですのでご注意ください。



のどの痛みは舐めたらあかん、のど飴舐めずに耳鼻科来て～

をお願いします。



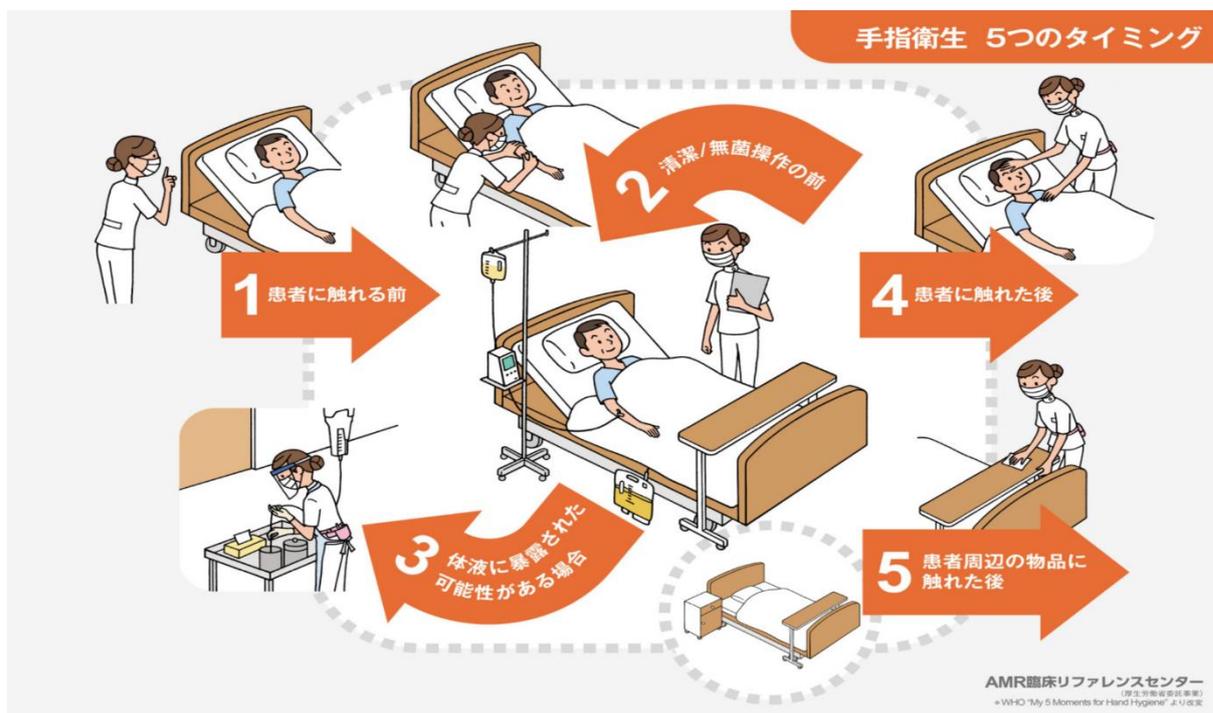
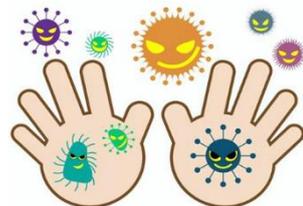
【記：感染対策室長 耳鼻いんこう科 坪田雅仁】

職員のみなさんは必要なタイミングで 手指衛生を行っていますか

手指衛生は医療関連感染対策において、最も遵守すべき基本的対策の1つです。WHO(世界保健機関)は医療関連感染の低減に向けた確実な手指衛生を実践するために推奨している手指衛生の場面を紹介します

＜各タイミングにおける手指衛生の目的＞

- 1, **患者に触れる前**：医療エリアから患者への病原体の移動を防ぐ
- 2, **清潔／無菌操作の前**：粘膜・清潔部位に病原体が移動するのを防ぐ
- 3, **体液に暴露された可能性がある場合**：患者の病原体から医療従事者を守る、環境汚染を防ぐ
- 4, **患者に触れた後**：患者の病原体が医療従事者と医療エリアに移るのを防ぐ
- 5, **患者周辺の物品に触れた後**：患者周囲環境の表面や物品に存在しているかもしれない患者由来の病原体が、医療従事者や医療エリアに移るのを防ぐ



手指衛生遵守のモニタリングとして**直接観察法**があります。

観察者が一定の場所で一定時間内における手指衛生を実施すべき回数と、手指衛生実施回数を目視にて観察し記録する方法です。現在、感染リンクナースや感染管理認定看護師が直接観察法を実施していますので各病棟のモニタリング結果を今後報告する予定です。

【記：看護部 田中 恵里子】

